2024 年 4 月発行　第 138 号

麹

一般社団法人 麹町間税会機関紙

こうじまち

発行人：麹町間税会会長 酒井富雄

http://www.kanzeikai.jp/tokyo/koujimachi/

http://www.a-itpp.com/

適格請求書発行事業者登録番号Ｔ4010005023958

定時評議員会招集通知（兼会員集会）

(8 ページから 25 ページまで)

ご出席者は、本誌の持参を

定款第 16 条第 3 項の規定に基づき、定時評議員会を招集いたします。コロナ感染も懸念されておりますから、今回も前年同様、委任状によるご出席、Ｗｅｂによるご出席も併せてご用意いたしました。

表紙・目次‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥1
間税会について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥2
麹町間税会について　入会申込書用紙‥3
会員・評議員・評議員会･会の歴史‥‥‥4
委任状の用紙‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥5
評議員の就任承諾書の用紙‥‥‥‥‥‥‥6
今春の清水谷のサクラ‥‥‥‥‥‥‥‥‥7
定時評議員会招集通知‥‥‥‥‥‥‥‥‥8
ご挨拶‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥9
＜ご通知＞課税会費である旨‥‥‥‥‥9
監査報告書‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥11
第１号議案　5 年度事業報告‥‥‥‥12
　　5 年度決算承認‥‥‥‥‥23
第２号議案　6 年度事業計画案‥‥‥25
　　6 年度予算案‥‥‥‥‥‥‥25
第３号議案　公益認定申請等案‥‥‥25
定款･定款細則‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥26
資料：インボイスと 2 割特例‥‥‥‥‥35
会場マップ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥40

間税会について

全国規模の組織体系と

当会は、麹町税務署の管轄区域内に置かれた単位会です。
当会の上部団体ないし同僚団体は、全国組織である全国間税会総連合会、国税局別連合会ないし業種別の計 13 連合会、地域ブロック制も有する都道府県別の計 47 都道府県連合会、全国の各税務署単位の単位会となります。

間税会のドメインについて

海外向けに日本の租税を紹介するとき「10 所得及び利潤に対する租税、20 相続及び贈与に対する租税、30 財産に対する租税、40 消費にかかる租税、50 取引に対する租税、60 その他の租税」に区分することが多いようです（英和対照税金ガイド等)。
その内、当会が担うのは、40 消費にかかる租税と、50 取引に対する租税の２分野です。
「40 消費にかかる租税」には、41 消費税及び特別地方消費税、42 酒税、43 揮発油税及び地方道路税、44 航空機燃料税、45 石油石炭税、46 石油ガス税、47 たばこ税、48 ゴルフ場利用税、49 軽油取引税、49-2 入湯税があり、「50 取引に対する租税」には、51 印紙税、52 登録免許税、53　電源開発促進税、54 不動産取得税、65 自動車取得税、です。

会員条件

会員条件は、課税業者および間税会の趣旨に賛同される法人、個人の方々で、麹町税務署の管轄区域の内外を問いません。

麹町間税会について

日本の租税の内、当会が担うのは次の２分野。「40 消費にかかる租税」分野中の 41 消費税及び特別地方消費税、42 酒税、43 揮発油税及び地方道路税、44 航空機燃料税、45 石油石炭税、46 石油ガス税、47 たばこ税、48 ゴルフ場利用税、49 軽油取引税及び 49-2 入湯税並びに「50 取引に対する租税」分野中の 51 印紙税、52 登録免許税、53　電源開発促進税、54 不動産取得税及び 65 自動車取得税です。

会員条件

当会の趣旨に賛同され興味のある方々で、消費税課税の有無や麹町税務署の管轄区域の内外を問いません。年会費 9,900 円（事業者会費）、事業者でない方の年会費は、種類に応じ 1,000～2,000 円。ご希望あれば、どうぞ、ご入会を。

入会申込書（ご記入後、Fax やメール添付でお送り下さい）

＜なお、会員でなくとも研修会等へのご参加は、ご自由です。＞

私は、麹町間税会の趣旨に賛同し入会を申し込みます。

入会日（又は記入日）	年　　月　　日
名称（組織名又は屋号）	
代表者（個人又は氏名）	ﾌﾘｶﾞﾅ ㊞
住所	〒
Tel	
Fax	
ご連絡担当者の E-mail	
ご連絡担当者の氏名	ﾌﾘｶﾞﾅ
ご連絡担当者の所属	

送付先：麹町間税会事務局

〒102-0094　千代田区紀尾井町４－１ニューオータニ 全國税理士法人内

Tel　03-3263-8808　　Fax　-8809　　office@zenkoku.com

会員、評議員、評議員会、麹町関税会の歴史

会員は、議決権を持つ会員と、議決権を持たない会員の 2 種です。

議決権を持つ会員は、「評議員」と呼ばれます。当会の評議員と評議員会は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」で法律上規定された社員と社員総会に当たります。

なお、議決権を持たない会員であっても、麹町間税会の会員であればどなたでも、議案の審議に参加して意見具申や議案への注文ができます。その上で、議決権をお持ちの会員（評議員のこと）であれば決議にも参加できるという関係になります。

議決権の有無は、会員ご自身の選択により決定します。なお、議決権のない会員であっても、その場において評議員にご就任いただき、即座に議決行使をしていただくことができます。

評議員へのご就任は、就任承諾書の事前郵送やファクスでも、当日「評議員就任承諾書」（６ページ）をお持ちいただくことでも、当日の議決権行使は可能です。

麹町間税会の歴史と変遷

昭和 40 年（1965）4 月 1 日 麹町税務署管内物品税納税協力会として発足。
昭和 56 年（1981）4 月 1 日 麹町間税協力会 に名称を変更。
平成 元年（1989）5 月 1 日 麹町間税会 に改組。
平成 12 年（2003）役員会において法人化を検討（第一次）。
平成 25 年（2013）定時総会で PT による法人化の検討（第二次）。
平成 27 年（2015）役員会で法人化を検討（第三次）し、同年 5 月 14 日総会において法人化の承認可決を経て、5 月 15 日法人登記（発足後 50 年目）。

当会の評議員会の開催回次数は、上記の経緯による発足以来の総会開催の累計開催数を引き継いで、今回のは第 59 回となります。

以上

委任状　（本頁をコピーしてご利用下さい。）

ファクス送付先：０３－３２６３－８８０１

委任状

（評議員会の議決権行使の委任状）

私は、以下の者を代理人に定め、次の権限を委任いたします。

代理人の住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ご記載なきときは、会長とします。）

令和６年５月８日（水）開催の一般社団法人麹町間税会の定時評議員会に出席し、議決権を行使する一切の権限

以上

年　　月　　日

評議員の住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（またはご所属）

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

メールアドレス＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜記載上の注意＞

１）住所は、住民票や運転免許証などと同一の字句にして下さい。

２）氏名は、住民票や運転免許証などと同一の字句にして下さい。

３）押印いただくハンコは、認め印（実印である必要はありません）。

評議員の就任承諾書　（本頁をコピーしてご利用下さい。）

ファクス送付先：０３－３２６３－８８０１

就任承諾書

（ご就任いただきますと議決権を保有する会員となります。）

私は、一般社団法人麹町間税会の評議員に就任することを承諾します。

年　　月　　日

ご住所 ……

ご氏名 …… ㊞

メールアドレス ……

一般社団法人麹町間税会 御中

＜記載上の注意＞

１）住所は、住民票や運転免許証などと同一の字句にして下さい。

２）氏名は、住民票や運転免許証などと同一の字句にして下さい。

３）押印いただくハンコは、認め印（実印である必要はありません）。

麹

ロロゴマークの由来

12弁の菊に5弁の桜を重ね、桜の中心に「間」の文字（最終画はハネる）。

日本国の国菌・麹菌にちなみ黒地に黄色の旧字の「麹」。清酒や焼酎の原料は黄麹菌、泡盛の原料は黒麹菌。皆が集まって成果を醸し出す意です。

清水谷公園の桜、写真真ん中の奥の方に赤いサツキも見えます。
咲く時期が一緒なので、ビックリな年となりました。

招集通知

令和６年４月２３日

評議員各位

一般社団法人 麹町間税会
会長　酒井富雄

定時評議員会招集通知
（兼 会員集会招集通知）

日時：令和６年５月８日（水）午後３時３０分から４時まで
時節柄、委任状（５ページ）のご利用も、
どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

場所　　：ＪＣＩＩビル６階会議室　　（地図は４０ページ）
千代田区一番町２５番地 JCII 一番町ビル

Web　　：Zoom ミーティング

トピック：麹町間税会_定時総会

時刻　　：2024 年 5 月 8 日 03:30 PM 東京

参加 Zoom ミーティング

https://us04web.zoom.us/j/73581332855?pwd=hfdtCXAzpjRi4q4UL7cbUtbLPfugCe.1

ミーティング ID　：735 8133 2855

パスコード　　：9Gy9XT

（上記の「総会開催サイトと ID パスワード」は、メールをいただければ、折り返し、ご指定メールアドレスまで、お送りいたします。）

議題：　監事の監査報告
第１号議案　事業報告及び計算書類の承認の件
第２号議案　次期事業計画及び予算の報告の件
第３号議案　公益認定申請提出と関連事項の承認の件

追加情報：本通知書の発出日以降、評議員会の前日までに修正すべき事項が生じた場合における修正後の事項は、当会のホームページに拠ることとします（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第６条第２項）。

以上

評議員会後の講演会、意見交換会、懇親会は、開催いたしません。

ご挨拶

消費税課税の対象は、広く薄くでスタートし（1989 年）、今、インボイスの登録申請期限 6 か月延長、その後の登録・変更申請も容認しながら 3%の税率は 10%にまで成長。コロナは感染法 5 類入りの格下げに始まり、元旦には能登地震で、先日は台湾地震もあって心細く、金利アップに切り替わり為替は弱く、海外からの入り込み強く、日本全体は価値低下の自覚となって日本人は自粛生活入り。世界大戦後の肩身の狭さ、海外へ出にくさ、なんとなく、うっとうしい日々に入っていくのでしょうか。

ガザ、ウクライナ、顕著な人口減で、社会は変わり、制度も変わり始めました。　世間は熱くなっても冷たくなっても麹町間税会の役割は、かわることなく、一層、大きく重いものとなって気が引き締まります。

コロナ明けの活動に活力が必要です。会員増強、会務活動へのご参加、いろいろとお願い事ばかりですが、これからも当会へのご支援、ご鞭撻のほど、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

当会の会費は、消費税の課税会費です。

会員各位におかれましては、会費一口 9900 円のうち 900 円部分は仕入税額控除の対象となります。　会員の消費税申告にあたっては、消費税の要納付額を減額させる要素となりますので、十分にご留意のほど、お願い申し上げます。

以上

＜ご通知＞

当会の会費は消費税課税対象であることをご通知いたします。

ご参考：次の枠内は、国税庁のホームページ「タックスアンサー（よくある税の質問）」から、そのまま転載しております （下線は当会で附記）。

No.6467　会費や入会金の仕入税額控除[平成 31 年 4 月 1 日現在法令等]

同業者団体や組合などに支払う会費や組合費などが課税仕入れになるかどうかは、その団体から受ける役務の提供などと支払う会費などとの間に明らかな対価関係があるかどうかによって判定します。　したがって、セミナ-や講座などの会費は、講義や講演の役務の提供などの対価ですから課税仕入れとなり、仕入税額控除の対象になります。

対価性があるかどうかの判定が困難なものについては、その会費などを支払う事業者とその会費などを受ける同業者団体や組合などの双方が、その会費などを役務の提供や資産の譲渡等の対価に当たらないものとして継続して処理している場合はその処理が認められます。なお、この場合には、同業者団体や組合などは、その旨をその構成員に通知するものとされています。

また、その団体の業務運営に必要な通常会費については、一般的には対価関係がありませんので、同業者団体や組合などは資産の譲渡等の対価に当たらないものとして取り扱って差し支えないこととされており、この場合には、その構成員においてはその通常会費は課税仕入れとならず、仕入税額控除の対象になりません。

さらに、同業者団体や組合などに支払う入会金も、役務の提供などとの間に明らかな対価関係があるかどうかによって判定します。　したがって、ゴルフクラブ、宿泊施設、体育施設、遊戯施設その他のレジャー施設を利用するための会員となる入会金は、役務の提供などとの間に明らかな対価関係がありますから、課税仕入れになります。　なお、この場合の入会金は、脱退などに際し返還されないものに限られます。(消法 2、消基通 5-5-3～5、11-2-6～7)　　国税庁（法人番号 7000012050002）

＜ 評議員会参考書類 ＞

監事の監査報告書

監査報告書

一般社団法人 麹町間税会
代表理事 会長 酒井富雄　殿

令和６年４月１０日
一般社団法人麹町間税会

監事　宮澤國雄

監事　高野明生

第５９期事業年度（令和５年４月 １ 日から令和６年３月３１日まで）の事業報告、計算書類、これらの附属明細書その他理事の職務執行の監査について、次のとおり報告します。

１　監査の方法及びその内容

私たちは、理事会その他の重要な会議に出席し、会計帳簿、会計書類、重要な決裁文書及び報告書を閲覧し、当法人の理事等から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めました。

２　監査意見

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告は、法令及び定款に従い法人の状況を正しく示しているものと認めます。

②　理事の職務の執行にする不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2)　計算書類及び附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

３　追記情報

なし

以上

第１号議案　事業報告及び計算書類の承認の件

１　法人の状況に関する重要な事項（法人法施行規則 34 条 2 項 1 号）

①　研修会

毎月第二水曜日の午後４時頃からの１時間程度の研修会の開催を予定し、消費税をはじめとする各種間接税の知識習得と疑問点解決を通じて、正しい税知識を獲得し、納税意識の高揚に努める基本計画でスタートしておりましたが、コロナウイルス感染症対応、令和５年度集中的なワークショップも計画しました。適格請求書保存方式にかかわる質疑応答会を開催し、相談や質問は随時受け付けてまいりました。とりわけ、適格請求書保存方式（インボイス制度）と「2 割特例」の関係や、電子帳簿保存法との関係などに質問が寄せられておりました。参加資格は、会員に限定することなく広くどなたでもご参加できました。

②　税の標語の募集と表彰

令和５年度「税の標語」選考について、次の通り選考されました。

		標語　2023年　全19校中、応募7校　599作品	
賞名	**学校名**	**作者名**	**作品**
署長賞	麹町中学校	青野瑠莉子	消費税　納めて生まれる　責任感
所長賞	麹町中学校	小玉　蓮	今を作る　未来へつなぐ　私たちの税
支部長賞	麹町中学校	栗田直歩	指一本で　素早く納税　電子マネー
金賞	三輪田学園中学校	周　芷悠	税学び、もっと芽生えた　責任感
銀賞	二松学舎大学附属高等学校	田中斐菜	深めよう税への関心　学ぼう　税への知識　納めよう　自分のために　未来のために。
銅賞	二松学舎大学附属高等学校	上田惺楽	民ありて　税ありて　国と成る
2023賞	暁星小学校	石田常隆	インボイス　うまく活用　明るいボイス
2023賞	富士見小学校	吉田　凌	その税が未来を救う命綱
佳作	九段小学校	望月貴博	この地面　全ての税が　いきている。
佳作	麹町中学校	鈴木一織	税金でつくるよ　僕たちのサステナブルな社会
佳作	大妻中学高等学校	今井麻琴	ありがとう　君の納税　明日の私

本年度応募校　麹町小学校、九段小学校、富士見小学校暁星小学校、
麹町中学校、三輪田学園中学校、二学舎高等学校
（全 18 校中の７校）

募集期間　令和５年 5 月～9 月

応募件数　　応募作品数　　募集範囲

599 点　　麹町税務署管内の全学校から各自 1 点

令和 3 年の応募作は、各自 2 作品を上限数といたしました。

（平成 29 年 1,566 点、30 年 1,175 点、令和元年 1424 点、2 年 484 点、3 年 1061 点、 4 年 468 点、5 年 599 点）

入選作品は、二松學舍大学附属高等学校書道部の皆様方に揮毫いただきました。

筆耕作品の掲示は、カメラ会館で行いました。パネル展示は、千代田区役所 1 階ロビー脇の「区民ホール」で行いました。

税の標語の表彰状伝達は、各校のご都合に合わせ、伝達式に伺ったり、各校に表彰状をお持ちして先生からの伝達とさせていただきました。

デジタルデータ

「税の標語」の募集活動は何年にもわたって継続して行ってきました、これまでの応募作品はデジタルデータとして集積をしてまいりました。

前年度に続き、これまでに集積されたデータの内、一部について処理を施し、以下に載せます。

今をどのように読むのか、未来をどのように予測するのか、そして、今のやり方は、このままでいいのか、いろいろな課題の解決にヒントとなるかもしれません。修正されたデータの活用について、皆様からも、どうぞ、お知恵をお貸しくださいませ。　写真に続いて載せました。

会場風景　カメラ会館（前年度分を含みます）

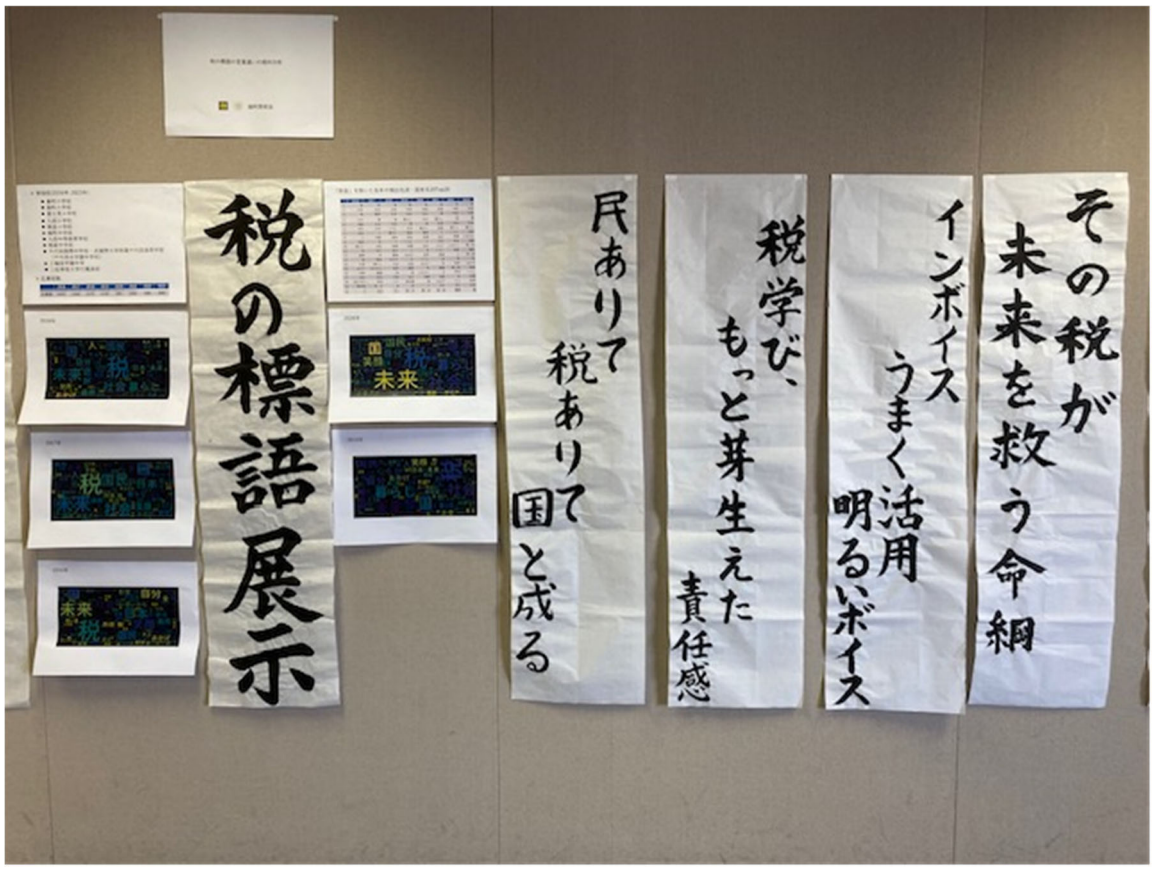

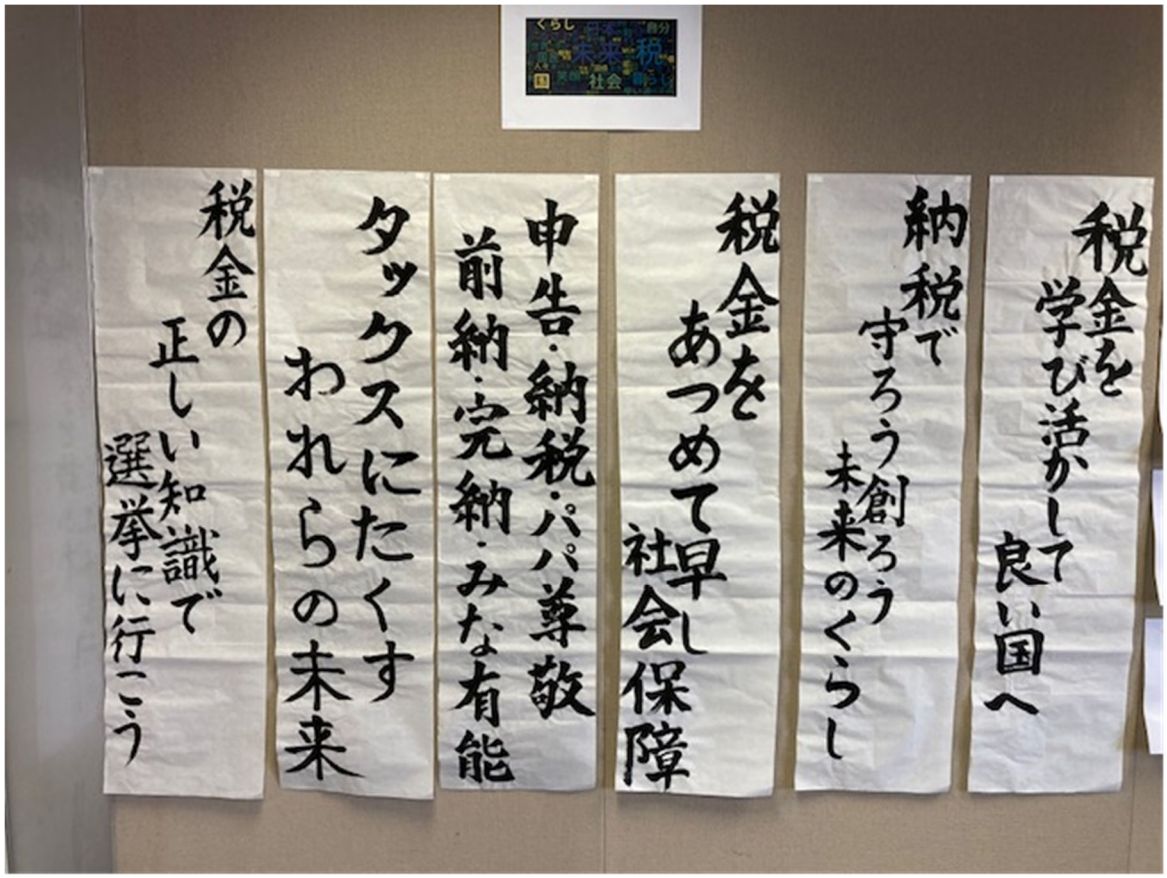

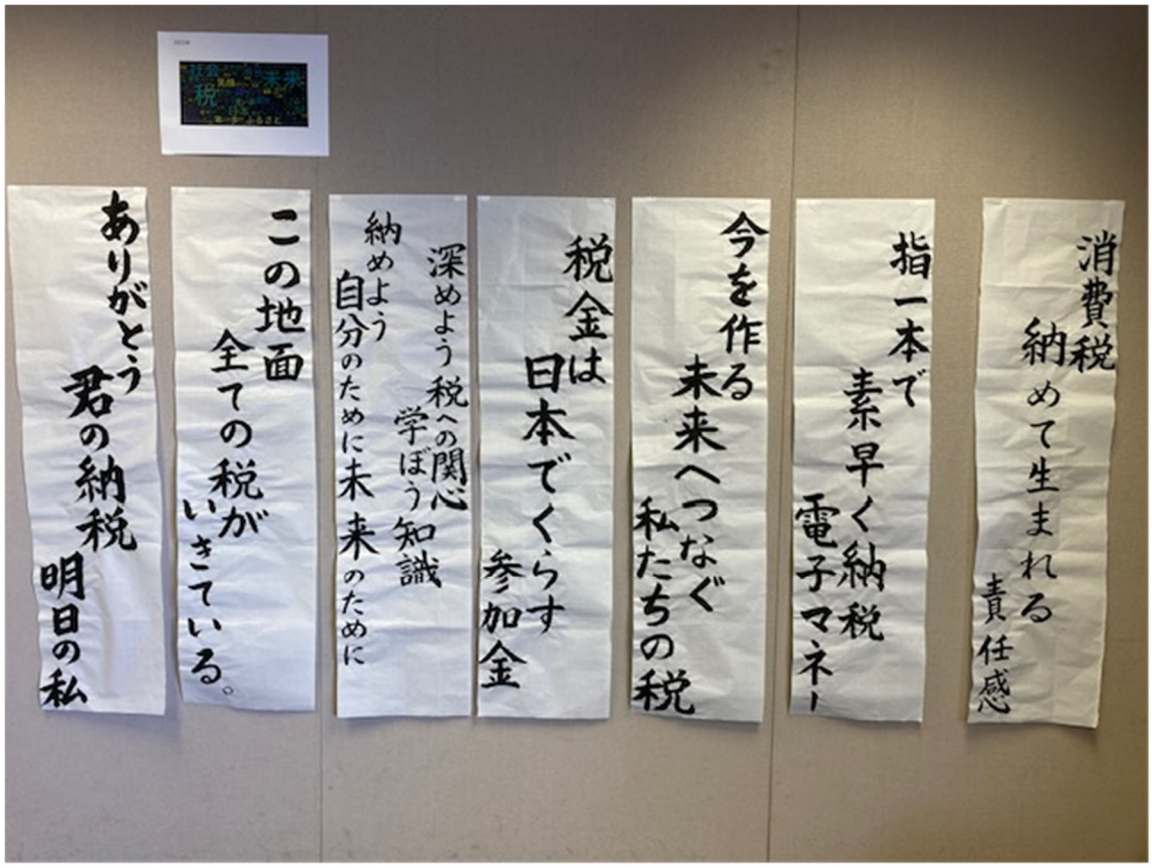
消費税
納めて生まれる
責任感
指一本で
素早く納税
電子マネー
今を作る
未来へつなぐ
私たちの税
税金は
日本でくらす
参加金
深めよう税への関心
学ぼう知識
納めよう
自分のために未来のために
この地面
全ての税が
いきている。
ありがとう
君の納税
明日の私

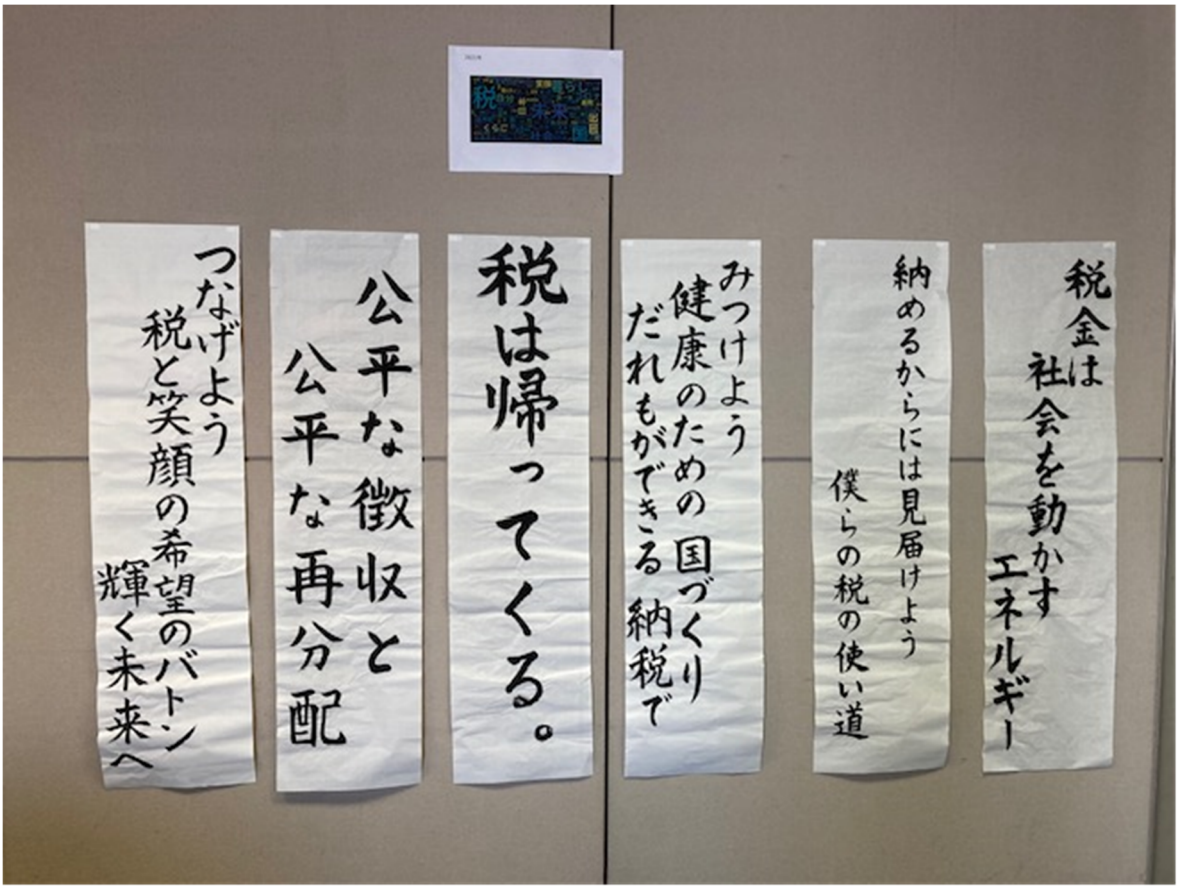
税金は
社会を動かす
エネルギー
納めるからには見届けよう
僕らの税の使い道
みつけよう
健康のための国づくり
だれもができる納税で
税は帰ってくる。
公平な徴収と
公平な再分配
つなげよう
税と笑顔の希望のバトン
輝く未来へ

これまでの応募学校名と応募数推移

- 番町小学校
- 麹町小学校
- 富士見小学校
- 九段小学校
- 暁星小学校
- 麹町中学校
- 九段中等教育学校
- 暁星中学校
- 千代田国際中学校・武蔵野大学附属千代田高等学院（千代田女学園中学校）
- 三輪田学園中学
- 二松學舎大学付属高校

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
応募数	1633	1566	1175	1124	484	1061	468	599

掲出語句の頻度（除：「税金」）

	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
1	税	税	税	税	税	税	税	税
2	未来	未来	未来	未来	未来	未来	未来	未来
3	国	国民	日本	社会	社会	国	社会	社会
4	日本	国	国	暮らし	日本	暮らし	国	国
5	笑顔	社会	社会	国	国	社会	日本	日本
6	自分	日本	くらし	日本	暮らし	国民	暮らし	暮らし
7	社会	人	暮らし	国民	国民	人	くらし	自分
8	人	笑顔	国民	自分	笑顔	自分	笑顔	ふるさと
9	国民	金	人	くらし	人	日本	自分	笑顔
10	暮らし	お金	笑顔	笑顔	自分	コロナ	ふるさと	第一歩
11	町	自分	自分	人	命	くらし	国民	国民
12	義務	町	義務	おかげ	世界	笑顔	人	使い道
13	金	議員	おかげ	力	くらし	命	町	町
14	お金	暮らし	そば	お金	おかげ	町	世界	おかげ
15	おかげ	お父さん	世界	義務	町	義務	使い道	制度
16	所得	義務	町	命	ふるさと	力	所得	くらし
17	政治	政治	子供	支え	国債	世界	命	知識
18	思いやり	安倍	人々	教科書	縁	おかげ	人々	世界
19	都知事	第一歩	金	町	下	支え	Win	お金
20	力	国会	支え	第一歩	第一歩	第一歩	義務	輪

2016年

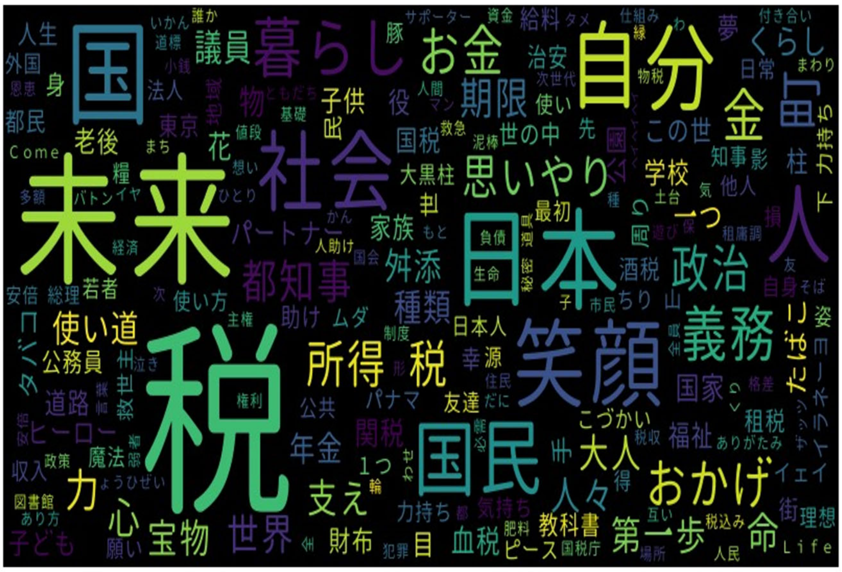
税
未来
日本
笑顔
国民
社会
自分
国
人
暮らし
お金
義務
政治
所得
思いやり
都知事
期限
おかげ
金
町
くらし
宝物
世界
支え
力
心
使い道
第一歩
大人
福祉
年金
関税
血税
教科書
財布
命
理想
種類
家族
公務員
道路
魔法
ヒーロー
国家
租税
酒税
学校
この世
議員
治安
給料
子供
老後
東京
都民
人生
外国
安倍
総理
若者
友達
パナマ
こづかい
気持ち
力持ち
図書館
子ども
願い
収入

2017年

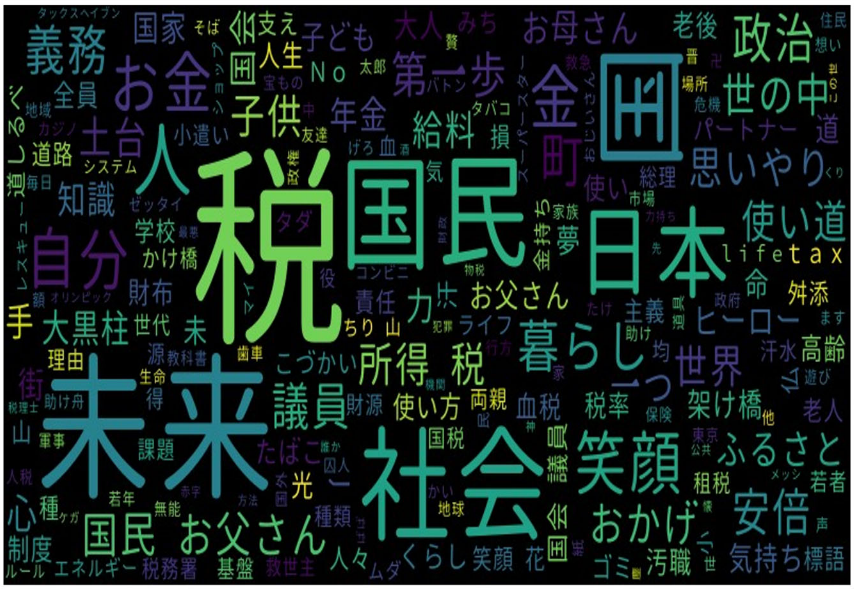
税
国民
未来
社会
日本
国
笑顔
自分
人
お金
金
町
政治
義務
世の中
思いやり
暮らし
使い道
子供
第一歩
年金
給料
所得
議員
おかげ
安倍
ふるさと
お父さん
お母さん
世界
一つ
知識
大黒柱
財布
土台
道路
全員
国家
子ども
人生
大人
老後
パートナー
ヒーロー
架け橋
使い方
両親
血税
税率
高齢
汚職
気持ち
標語
制度
心
手
くらし
使い
主義
責任
ライフ
こづかい
たばこ
life
tax

2018年

２０１９年

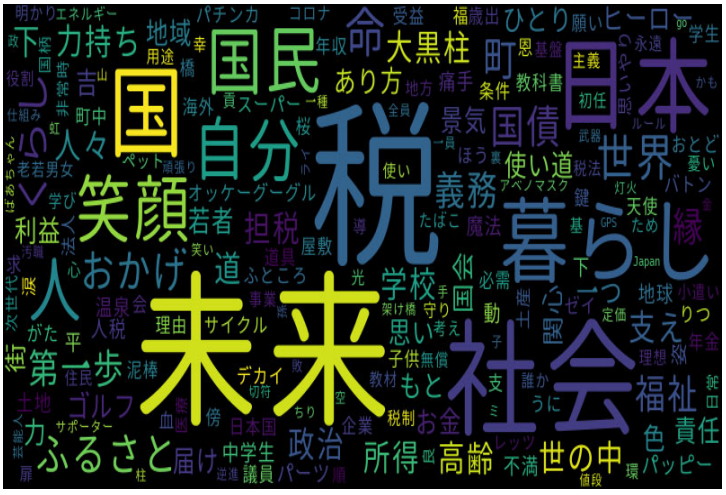

２０２０年

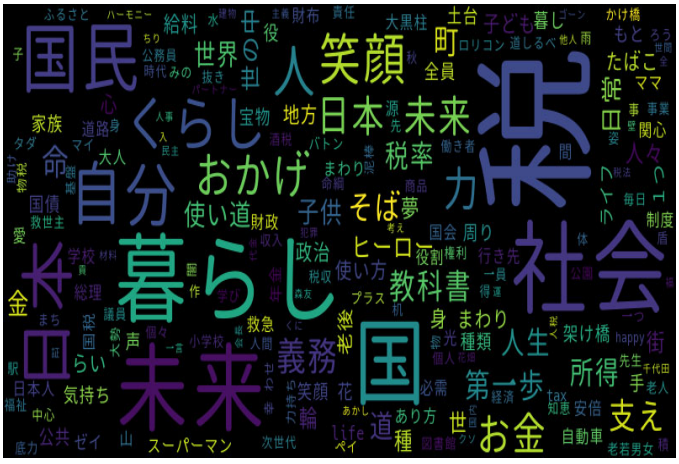

２０２１年

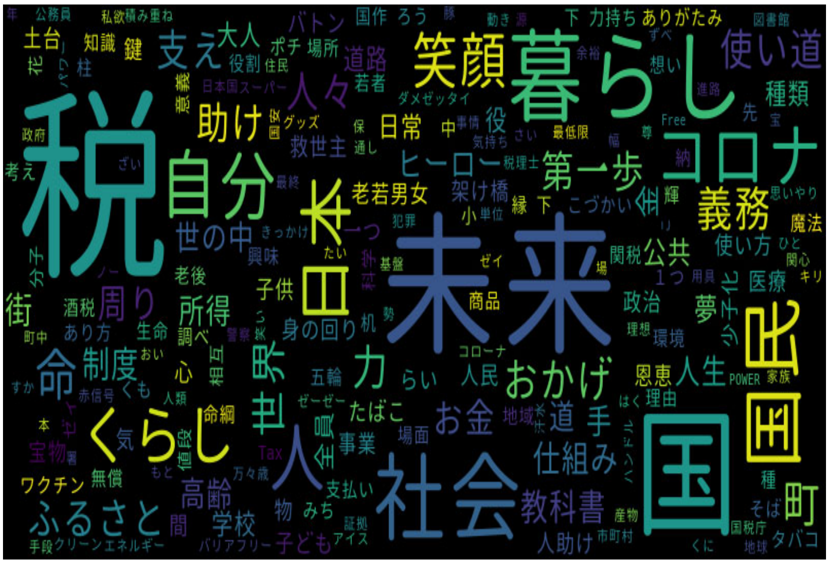
税
未来
暮らし
国
社会
国民
自分
日本
笑顔
コロナ
くらし
世界
使い道
ふるさと
人々
力
おかげ
教科書
仕組み
義務
第一歩
ヒーロー
助け
支え
周り
所得
制度
命
街
町
高齢
学校
お金
人生
夢
政治
医療
種類
魔法

2022年

未来
税
国
社会
暮らし
笑顔
日本
自分
くらし
ふるさと
国民
世界
使い道
子供
所得
学校
人々
義務
第一歩
国債
架け橋
租税
Win
学び
夢
バトン
お金
町
力
理想
犯罪
人
議員
おかげ
使い方
ワクチン

2023 年

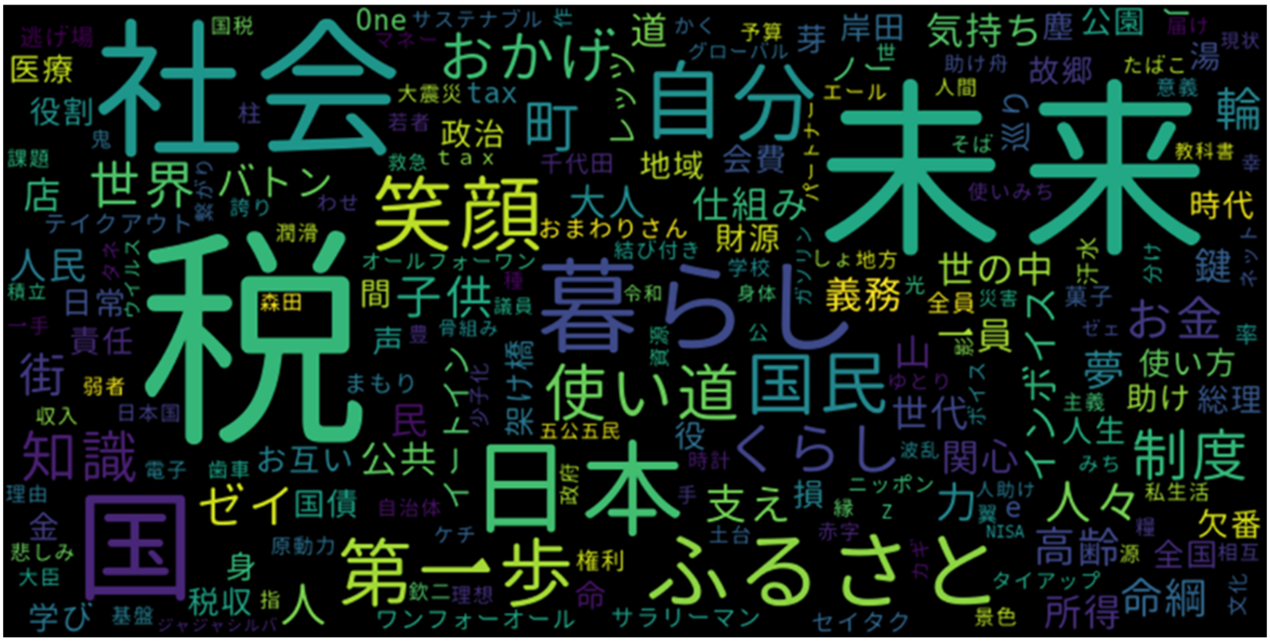
税
未来
社会
国
暮らし
日本
ふるさと
第一歩
笑顔
自分
使い道
国民
おかげ
くらし
知識
世界
バトン
制度
人々
お金
町
義務
世の中
財源
仕組み
岸田
気持ち
故郷
地域
政治
インボイス
高齢
所得
命綱
支え
ゼイ
国債
税収

③ 「税を考える週間」行事への参加

毎年恒例の全国的な行事「税を考える週間」行事の一環として、11 月 13 日（月）午前 9 時から午後 6 時までカメラ会館内において、筆耕した作品を展示いたしました。模造紙パネルによる作品一括展示は、区役所 1 階ロビーで行いました。

④ 人数 （令和 6 年 3 月 31 日現在）

会員	40（対前年比 1 人増）
評議員	21
役員	10
顧問	2
事務局員	0

⑤ 役員 （令和 6 年 3 月 31 日現在）

理事 酒井富雄・会長、三田由里子、吉田輝子・女性部長、
平原幸代・広報担当、高橋博忠・会議担当、菊地拓・財務担当、
遠藤修
監事 宮澤國雄、髙野明生、
顧問 河野玄一、秋山平三郎、

⑥ 会議等

評議員会（兼会員集会）の開催 令和 5 年 5 月 10 日（水）
理事会（理事懇談会を含む）の開催 令和 5 年 4 月 12 日、
7 月 12 日、9 月 19 日（税の標語選考会を兼ねて）
12 月 13 日（納会を兼ねて、web 併用開催）
その他 11 月 17 日納税表彰式、1 月 9 日署長ご挨拶、
1 月 18 日賀詞交換会
インボイスの困りごとワークショップ 10 月 11 日、2 月 14 日、
千代田区租税教育推進協議会定期協議会 12 月 7 日

⑦　決算期後に生じた事象

記載すべき事項はございません。

2　業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項（法人法施行規則 34 条 2 項 2 号）

当法人は、監事設置一般社団法人として、次の整備をしております。

①　理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

理事の執行は、毎月開催の理事会承認の下で執行され、執行状況はその次の理事会において説明をする仕組みとしております。

②　理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

理事の職の執行に係わる情報は、毎回、理事会報告され、それが議事録に記載され保存管理される仕組みとしております。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

理事会において執行状況と財務事項が毎回説明することとしているため、損失の危険に関する規定そのものはありません。

④　理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

理事の執行を分担して特定の理事への集中を避ける仕組みで効率性を確保しております。

⑤　使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

該当する事項はありません。

⑥　監事がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

該当する事項はありません。

⑦　⑥の使用人の理事からの独立性に関する事項

該当する事項はありません。

⑧　監事の⑦の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

使用人を置くほどの事務量はなく、使用人もおいておりません。

⑨　理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

理事から監事への報告は、理事会や機会あるごとにご説明をする仕組みをとっております。

⑩　⑨の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

該当する事項はなく、特にその様な体制を設けてはいないし不利益な扱いをする仕組みもない。

⑪　監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

地域密着型の組織のため、憂慮すべき費用は予想されないので、その様な方針も策定しておりません。

⑫　その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

理事は、適度な頻度で執行状況を監事に報告しており、また監事も行事参加の折りに監査の実効性を確保される仕組みとなっている。

附属明細書（事業報告関係）

事業報告に係わる附属明細書は、これに記載すべき事項はありません。

計算書類は、 次ページ以降、２ページにわたって掲載しております。

第1号議案　計算書類承認の件
第2号議案　次期予算承認の件

正味財産増減計算書 兼 予算書　　（単位：円）

科目	29年度 ～29.3.31 実績	30年度 ～30.3.31 実績	令和元年 ～2.3.31 実績	2年度 ～3.3.31 実績	3年度 ～4.3.31 実績	4年度 ～5.3.31 実績	5年度 ～6.3.31 ＜第1号議案＞ 予算	5年度 ～6.3.31 実績	6年度 ～7.3.31 ＜第2号議案＞ 予算	摘要
経常収支										
収入の部										
1 会費収入										
年会費収入	631,730	533,000	521,000	486,000	455,400	351,000	600,000	396,000	500,000	会員減
〃	0	0	0							
賛助会費収入	30,000	81,000	54,000	81,000	49,500	46,800	60,000	36,000	50,000	
臨時会費収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	上部僚団体主催
団体行事会費収入	163,000	71,000	53,000	0	0	29,092	0	4,546	0	
研修会費収入										
2 雑収入ほか	20,000	0	20,000	10,001	18,219	9,095	9,000	9,400	9,000	利息、報奨金、消費税差額
収入計	844,730	685,000	648,000	577,001	523,119	435,987	669,000	445,946	559,000	
支出の部										
1 事業費										
行事経費										
総会費等	327,617	364,279	95,501	0	0	0	70,000	0	70,000	定時総会外
研修会等・レク費用			164,107	109,898	0	52,823	50,000	0	50,000	研修会等の広報外
広報費	6,440	0	0	0	0	57,465	50,000	0	50,000	機関誌発行
会議費					30,000	0	0	0	0	拡大役員会開催
通信費	12,750	0	0	14,646	7,632	24,956	25,000	17,576	25,000	送料宅配料電話等
事業費計	346,807	364,279	259,608	124,544	37,632	135,244	195,000	17,576	195,000	
2 負担金										
上部団体納付金	302,000	356,000	273,000	175,000	165,000	215,000	150,000	304,000	150,000	全間連等へ
上部団体行事参加費	58,197	0	0	0	25,125	45,455	154,000	157,362	70,000	行事参加分担金
友誼団体行事参加費	30,000	51,601	30,000	58,673	0	0	30,000	100,289	24,000	税務協力団体行事
負担金計	390,197	407,601	303,000	233,673	190,125	260,455	334,000	561,651	244,000	
3 管理費										
交通費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
消耗品費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	用紙封筒等ほか
事務局費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	事務局運営事務
租税公課	70,000	70,000	70,000	70,000	0	0	70,000	0	70,000	法人住民税
登記料	0	0	0	0	0	0	30,000	0	10,000	登録免許税等
支払手数料	6,070	9,442	13,613	18,371	11,475	10,086	10,000	11,403	10,000	振込手数料など
雑費	100	0	0	0	0	0	0	0	0	
予備費	0	0	0	0	0	0	30,000	0	30,000	支出総額の約5%
管理費計	76,170	79,442	83,613	88,371	11,475	10,086	140,000	11,403	120,000	
支出計	813,174	851,322	646,221	446,588	239,232	405,785	669,000	590,630	559,000	
経常収支差額	31,556	−166,322	1,779	130,413	283,887	30,202	0	−144,684	0	
前期繰越収支差額	142,644	174,200	7,878	9,657	140,070	423,957	454,159	454,159	309,475	
次期繰越収支差額	174,200	7,878	9,657	140,070	423,957	454,159	454,159	309,475	309,475	

脚注1　予算成立の日までは、前年度予算を基に常務に係わる事務所経費の支出を認めております。

＜第1号議案＞

貸借対照表

（単位：円）

			平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
			29.3.31	30.3.31	31.3.31	2.3.31	3.3.31	4.3.31	5.3.31	6.3.31
1	現預金		212,644	228,378	227,878	369,657	409,680	548,337	558,718	657,272
		資産計	212,644	279,000	227,878	369,657	409,680	548,337	558,718	657,272
3	未払金						30,000	0	0	0
4	未払消費税						39,710	-5,620	22,559	25,800
5	未払法人税等		70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
6	前受収益		0	0	0	0	9,900	0	0	0
7	仮受金		0	34,800	150,000	290,000	120,000	60,000	12,000	251,997
		負債計	70,000	104,800	220,000	360,000	269,610	124,380	104,559	347,797
8	正味財産		142,644	174,200	7,878	9,657	140,070	423,957	454,159	309,475
		負債・正味財産計		212,644	279,000	227,878	409,680	548,337	558,718	657,272

財務諸表に対する注記

1 継続組織の前提・・・・・・・・・記載すべき事項はありません。
2 重要な会計方針の変更・・・当期から消費税の会計処理を税抜き経理としました。
3 消費税の会計処理・・・・・・・税抜き経理を実施しております。
4 重要な固定資産の明細・・・記載すべき事項はありません。
5 引当金の明細・・・・・・・・・・・記載すべき事項はありません。
6 その他の重要な事項・・・・・特にありません。

財産目録

（単位：円）

		平成28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
		29.3.31	30.3.31	31.3.31	2.3.31	3.3.31	4.3.31	5.3.31	6.3.31
1	現金　　手許現金	7,644	0	8,038	531	0	0	0	0
2	預金								
	当座預金 みずほ#0140620	65,000	29,000	0	54,460	9,680	0	0	0
	通常貯金 ゆうちょ#10000-96993761	140,000	250,000	200,000	200,000	400,000	548,337	558,718	657,272
	振替口座 ゆうちょ#00170-5-260267	0	0	19,840	114,666	0	0	0	0
		212,644	279,000	227,878	369,657	409,680	548,337	558,718	657,272
3	未払金 （経費未払い額）					30,000	0	0	0
4	未払消費税					39,710	-5,620	22,559	25,800
5	未払法人税等	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
6	前受収益 （次年度年会費）	0	0	0	0	9,900	0	0	0
7	仮受金	0	34,800	150,000	290,000	120,000	60,000	12,000	251,997
		70,000	104,800	220,000	360,000	269,610	124,380	104,559	347,797
8	差引：正味財産	142,644	174,200	7,878	9,657	140,070	423,957	454,159	309,475

附属明細書（計算書類関係）

記載すべき事項はございません。

第２号議案　次期事業計画及び次期予算の報告の件

令和６年４月１日から７年３月３１日までは、感染症対応にも配慮して次の事業を実施して参ります。

１　消費税、印紙税等の間接税全般にわたる税金の周知と調査、研究及び提言ならびに消費税を中心とした行政施策及び租税教育に協力をする事業

２　税の標語を小中高校生から募集し表彰をする事業

３　間接税の疑問点解決のための研修や説明、質疑応答会を、課税事業者、非営利事業者・免税事業者等を対象に実施する事業

４　機関誌発行と組織の拡充及び会員の拡大をする事業

５　見学会、懇談会、意見交換会等を実施して会員相互の発展と親睦を深める事業

６　資料配付及び関係団体との連絡協調をすすめる事業

７　前各号の活動は、ｗｅｂやメールも活用してコロナ感染に十分留意して実施する

８　公益認定の取得

９　その他本会の目的達成のために必要な事業

次期予算は、第１号議案（２３ページ）の表の最右列をご覧下さい。

第３号議案　　公益認定申請提出と関連事項の承認の件

一般法人から公益認定を取得するための申請の承認をお諮りいたします。公益認定を受けますと、登記上は一般法人から公益法人への名称変更扱いで、公益法人となります。そのとき、事業年度については認定前（一般法人としての最終年度）と認定後（公益法人としての初年度）についても、それぞれ、「分かち決算」と「分かち予算」を実施することになりますので、これらを含め、一括してご承認をいただきたくため、本義案を上程するものであります。

以上

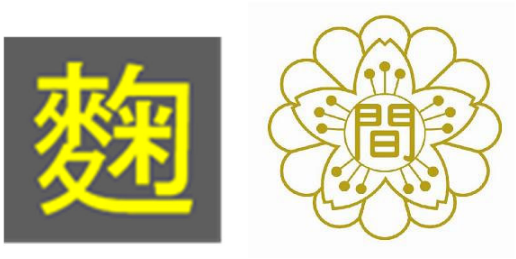

定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人の名称は、一般社団法人麹町間税会とし、

The Association for Indirect Tax Payment and Payers と表記し、ITPP と略記する。

（事務所）

第２条　この法人の主たる事務所は、東京都千代田区に置く。

（公告の方法）

第３条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見易い場所に掲示する方法により行う。

（事業年度）

第４条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる年１期とする。

第２章　目的および事業

（目的）

第５条　この法人は、間接税とりわけ消費税等をはじめとする印紙税その他の個別消費税に携わる者の団体として、不特定で多数の人々の適切な納税実践と健全な事業経営への寄与を通じて納税道義の昂揚と申告納税の制度維持に努め、もって税務行政の公正と円滑な執行に貢献すると伴に、持続可能な社会の発展と多くの人々の便益の増進に資することを目的とする。

（公益目的事業）

第 6 条　この法人は、前条の公益目的を達成するため次の事業を行う。

(1)　間接税にかかわる納税道義の昂揚をする事業

(2)　間接税の法令政令通達等の周知と普及をする事業

(3)　間接税に関する調査研究および提言をする事業

(4)　間接税に係わる正常取引を推進する事業

(5)　間接税に係わる行政施策に協力をする事業

(6)　会員と地域社会の人々との友好と協調を図る事業

(7)　その他本会の目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業は、主として東京都内において実施するものとする。

第 3 章　会員、会員集会

（構成員、集会）

第 7 条　この法人の構成員は、この法人の事業に賛同する個人または団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者とする。

２　会員集会は、理事会の決議をもって適宜開催する。

（会員の資格の取得）

第 8 条　この法人の会員になろうとする者は､理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担、賛助）

第 9 条　この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時および毎年、会員は理事会において別に定める額を支払う義務を負う。

２　この法人は、理事会の議を経て会費負担の賛助を目的とする会員の募集をすることができる。

（任意退会）

第 10 条　会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第 11 条　会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、評議員会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1)　この定款その他の規則に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(3)　その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員資格の喪失）

第 12 条　前２条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　第９条の支払義務を履行しなかったとき

(2)　総評議員が同意したとき

(3)　当該会員が死亡し、または解散したとき

２　前項第１号に規定する不履行については、理事会により猶予期間を設けることが出来るものとする。

第４章　評議員、評議員会

（構成）

第 13 条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

２　第７条第１項に規定する会員の中から評議員会（社員総会）により委嘱された１００名以内の者を評議員とし、委嘱期間は４年間とする。

３　当法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員は、評議員をもってする。

（権限）

第 14 条　評議員会は、次の事項について決議する。

(1)　会員の除名

(2)　理事および監事の選任または解任

(3)　理事および監事の報酬等の額

(4)　貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5)　定款の変更

(6)　解散および残余財産の処分

(7)　その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

（開催）

第 15 条　この法人の評議員会は、定時評議員会および臨時評議員会とする。定時評議員会は、毎年一回毎事業年度終了後 3 カ月以内に開催するほか、臨時評議員会は必要がある場合に開催する。

（招集）

第 16 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての評議員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

２　総評議員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

３　評議員会を招集するには、代表理事は評議員会の日の１週間前までに、評議員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。ただし、評議員会に出席しない評議員が書面または電磁的方法によって議決権を行使することができることを定めた場合には２週間前までに通知を発しなければならない。

（議長）

第 17 条　評議員会の議長は、開催の都度、出席評議員の中から選定する。

（議決権）

第 18 条　評議員会における議決権は、評議員 1 名につき 1 個とする。

（決議および決議の省略）

第 19 条　評議員会の決議は、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1)　評議員の除名

(2)　監事の解任

(3)　定款の変更

(4)　解散

(5)　その他法令で定められた事項

３　理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　前各項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 58 条に規定する社員総会の決議の省略の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 20 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　評議員会の議長ならびに出席した理事および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章　役員等

（役員の設置）

第 21 条　この法人に、次の役員等を置く。

(1)　理事　３名以上３０名以内

(2)　監事　１名以上５名以内

２　代表理事のうち、１名を会長とする。

３　業務を執行する理事を１０名以内、その中から副会長若干名および専務１名を置くことができる。

（役員の選任）

第 22 条　理事および監事は、評議員会の決議によって評議員の中から選任する。

２　代表理事および業務を執行する理事は、理事の互選により理事の中から選定する。

３　会長は、代表理事の互選により代表理事の中から選定するものとする。

４　副会長および専務は、理事の互選により、業務を執行する理事の中から選定する。

（理事の職務および権限）

第 23 条　理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　代表理事は、法令およびこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

３　業務を執行する理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

４　副会長および専務は、会長を補佐する。

５　代表理事および業務を執行する理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務および権限）

第 24 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 25 条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

３　補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

４　理事または監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお 理事または監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 26 条　理事および監事は、評議員会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬）

第 27 条　理事および監事は、無報酬とする。

（顧問および相談役）

第 28 条　この法人は、顧問および相談役を置くことができる。

２　顧問および相談役の任期は、就任後２年内の最終事業年度に関する定時評議員会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

３　顧問および相談役は、この法人の運営上の重要事項について、理事会の諮問に応ずる。

第 6 章　理事会

（理事会の構成）

第 29 条　この法人に理事会を置く。

２　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（理事会の権限）

第 30 条　理事会は、次の職務を行う。

(1)　会員集会の開催

(2)　評議員会の招集

(3)　この法人の業務執行の決定

(4)　理事の職務の執行の監督

(5)　代表理事および業務を執行する理事の選定

(6)　代表理事、会長、副会長、専務および業務を執行する理事の解職

（理事会の招集）

第 31 条　理事会は、代表理事が招集する。

２　代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

３　理事会を招集するには、代表理事は理事会の日の前日までに、理事に対して必要事項を記載した書面をもって通知するものとする。

（決議および決議の省略）

第 32 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条に規定する決議の省略の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 33 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事および監事は、前項の議事録に署名押印する。

第 7 章　資産および会計

（事業計画および収支予算）

第 34 条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達および設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告および決算）

第 35 条　この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認決議を経て、定時評議員会に提出し、第 1 号および第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　損益計算書（正味財産増減計算書）

(5)　貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6)　財産目録

２　前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、評議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)　監査報告

(2)　理事および監事の名簿

(3)　理事および監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)　運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第８章　部会、委員会、事務局

第 36 条　この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会により、部会（group）または委員会（team、task force）を設置することができる。

２　部会または委員会の長は、理事会において選任および解任をする。

３　部会または委員会の会議録は、それぞれの長が記録作成する。

（事務局）

第 37 条　この法人の事務を処理するため、事務局を設ける。

２　事務局には、事務局長および職員を置くことができる。

３　事務局長および職員は、会長がこれを任免し、原則として有給とする。

第９章　定款の変更および解散等

（定款の変更）

第 38 条　この定款は、事業目的も含め評議員会の決議により変更することができる。

（解散）

第 39 条　この法人は、評議員会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第 40 条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合または合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属等）

第 41 条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

２　この法人の剰余金は、これを分配しない。

改廃履歴

平成 27 年 4 月 17 日作成

平成 27 年 5 月 13 日制定

平成 27 年 5 月 15 日施行

定款細則

（役職役員の呼称）

第１条　定款第２２条各項の規定のほか、次の役員は、事務局長、財務担当、青年部長および女性部長は理事の中からならびに顧問は評議員の中から、それぞれ理事会の承認に基づいて会長が指名する。

（改廃規定）

第２条　本定款細則の改廃は、理事会の承認に基づいてするものとする。

改廃履歴

平成 27 年６月 10 日制定施行

国税庁のサイトから一部分転載

「２割特例」（インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置の通称名）の概要

１．　概要

(1)　インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の 100 分の 80 に相当する金額）とすることができます（いわゆる「２割特例」）（28 改正法附則 51 の２①②）。

【計算イメージ】

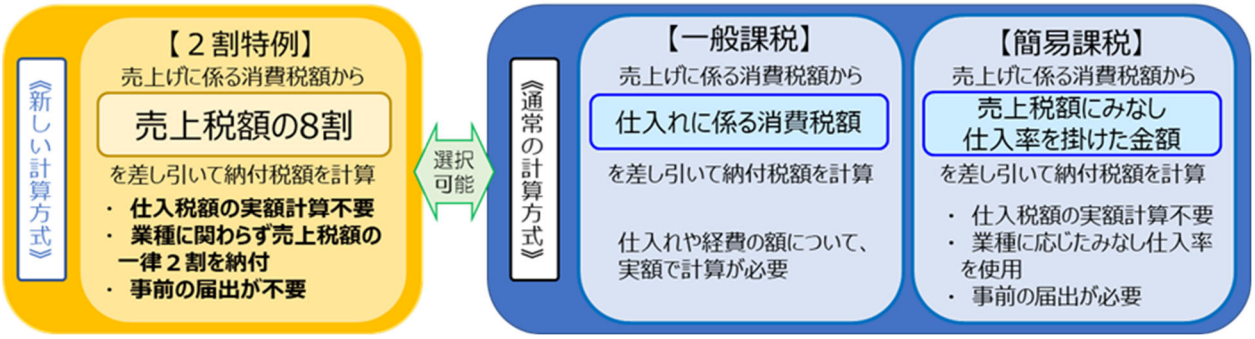

(2)　対象者

２割特例は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方が対象のみです。

したがって、インボイス発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合や、課税期間を１カ月又は３カ月に短縮する特例の適用を受ける場合などについては、２割特例の対象とはなりません。なお２割特例の適用ができない課税期間の詳細については、インボイスＱ＆Ａ≪２割特例の適用ができない課税期間①≫（PDF/182KB）及び≪２割特例の適用ができない課税期間②≫（PDF/193KB）を参照してください。

(3)　２割特例を適用できる期間

令和５年 10 月１日から令和８年９月 30 日までの日の属する各課税期間となります。

(4)　届出の要否

２割特例の適用に当たっては、事前の届出は必要なく、消費税の申告時に消費税の確定申告書に２割特例の適用を受ける旨を付記することで適用を受けます（28 改正法附則 51 の２③）。

申告時に２割特例を適用するか否かは申告の都度決めます。

２割特例を適用できる期間

２割特例を適用できる期間は、令和５年 10 月１日から令和８年９月 30 日までの日の属する各課税期間となります。

（免税事業者である個人事業者が令和５年 10 月１日から登録を受ける場合）

令和５年分（10 月から 12 月分）の申告から令和８年分の申告までの計４回の申告が適用対象範囲となります。

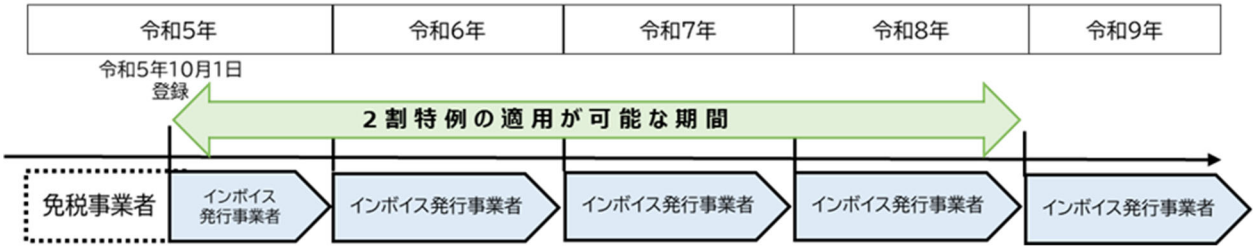

（免税事業者である３月決算法人が令和５年 10 月１日から登録を受ける場合）

令和５年 10 月から令和６年３月の申告から令和８年期の申告までの計４回の申告が適用対象範囲となります。

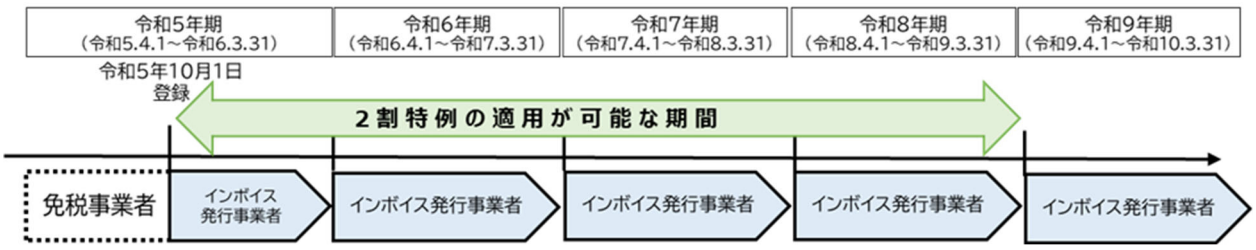

２割特例を適用するに当たっての注意点

(1)　２割特例は、免税事業者（消費税課税事業者選択届出書の提出により課税事業者となった免税事業者を含みます。）がインボイス発行事業者となる場合（注）にインボイス発行事業者の令和５年 10 月１日から令和８年９月 30 日までの日の属する各課税

期間において、適用することができます（28 改正法附則 51 の２①）。

（注）　課税事業者がインボイス発行事業者となった場合であっても、当該インボイス発行事業者となった課税期間の翌課税期間以降の課税期間について、基準期間の課税売上高が１千万円以下である場合には、原則として、２割特例の適用を受けることができます。

なお、令和５年 10 月１日から令和８年９月 30 日までの日の属する課税期間であっても、以下の場合は、２割特例の適用を受けることはできません。

①　消費税課税期間特例選択届出書の提出により、課税期間を一月又は三月に短縮している課税期間（当該届出書の提出により一の課税期間とみなされる課税期間を含みます。）

②　令和５年 10 月１日より前から消費税課税事業者選択届出書の提出により引き続き課税事業者となる同日を含む課税期間

その他、２割特例の適用ができない課税期間の詳細については、インボイスＱ＆Ａ≪２割特例の適用ができない課税期間①≫（PDF/182KB）及び≪２割特例の適用ができない課税期間②≫（PDF/193KB）を参照してください。

（例：令和４年 12 月に消費税課税事業者選択届出書と合わせて適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、令和５年１月から消費税の課税事業者となった個人事業者）

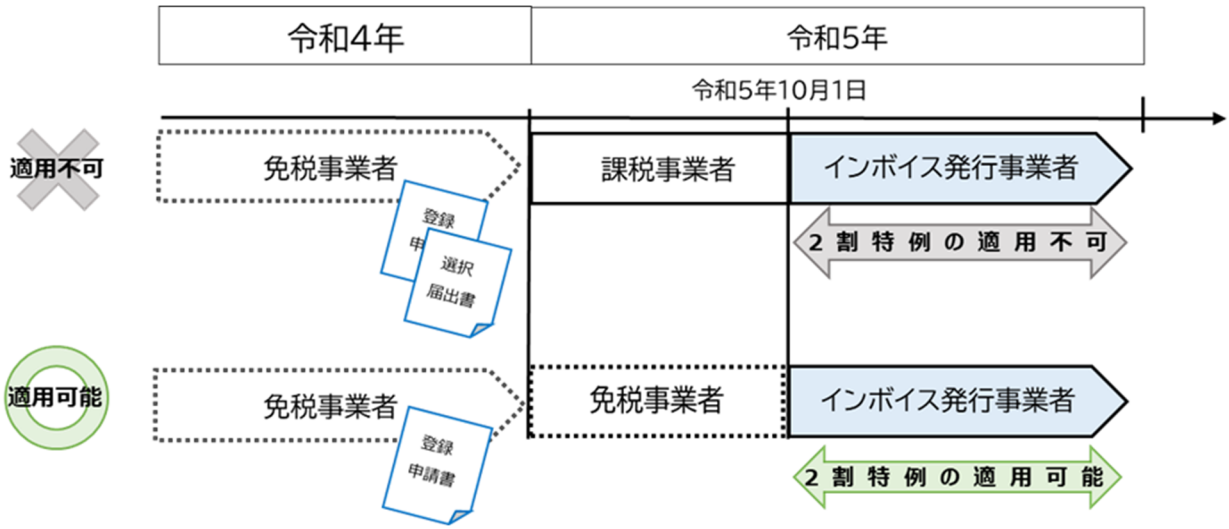

※　上記のように令和４年中に消費税課税事業者選択届出書と合わせて適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、令和５年１月から消費税の課税事業者となった事業者については、令和５年 10 月１日より前から消費税の課税事業者であることから、２割特例の適用を受けることができません。

そのため、「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出した事業者の方で、消費税課税事業者選択届出書の提出により令和５年 10 月１日を含む課税期間から課税事業者となる事業者については、当該課税期間中に「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出することにより、消費税課税事業者選択届出書の効力を失わせる措置が設けられています（28 改正法附則 51 の２⑤）。

これにより、上記例の場合、令和５年 12 月 31 日までに「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出することで、令和５年１月から９月分の納税義務が免除されることになり、令和５年 10 月１日からインボイス発行事業者（課税事業者）となりますので、２割特例を適用することができるようになります。

(2)　２割特例の適用に当たっては、消費税の申告を行う都度、適用を受けるかどうかの選択が可能ですが、申告する課税期間が２割特例の適用対象となる課税期間である必要があります。

２割特例は、インボイス発行事業者の登録がなかったとしたならば、消費税を納める義務が免除されることとなる課税期間を対象としていますので、例えば、基準期間における課税売上高が１千万円を超えるような課税期間については適用することはできません（28 改正法附則 51 の２①）。

また、上記例のように、令和４年中に「消費税課税事業者選択届出書」と合わせて「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、令和５年１月から消費税の課税事業者となったことにより令和５年分について２割特例の適用を受けることができない事業者においても、令和４年分の課税売上高が１千万円以下である場合には、原則として、令和６年分について２割特例を適用することができます。

(3)　２割特例は、一般課税と簡易課税のいずれを選択している場合でも、適用することが可能です。そのため、簡易課税制度の適用を受けるための届出書を提出していたとしても、申告の際に２割特例を適用することが可能です。

2.「２割特例」後に簡易課税制度を選択する場合

免税事業者がインボイス発行事業者の登録申請後、登録を受けた日から課税事業者となることができます（28 改正法附則 44④）、この経過措置の適用を受ける場合、登録開始日を含む課税期間中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出すれば、その課税期間から簡易課税制度の適用が可能です（30 改正令附則 18）。

２割特例を適用した課税期間後の簡易課税制度の選択

２割特例の適用を受けたインボイス発行事業者が、２割特例の適用を受けた課税期間の翌課税期間中に、消費税簡易課税制度選択届出書を提出した場合、その提出した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用が可能です（28 改正法附則 51 の２⑥）。

（例：個人事業者が３年間の経過措置期間が終了する翌課税期間において、簡易課税制度を適用する場合）

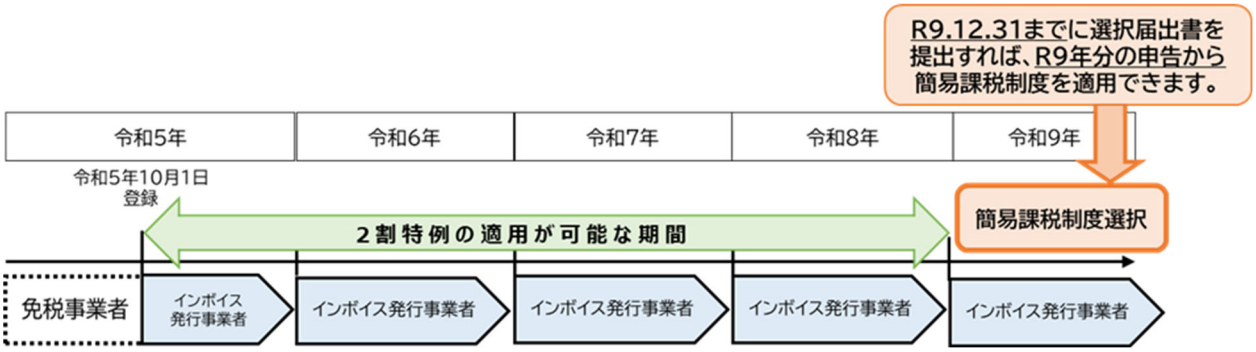

（例：個人事業者の基準期間における課税売上高が１千万円を超える課税期間がある場合）

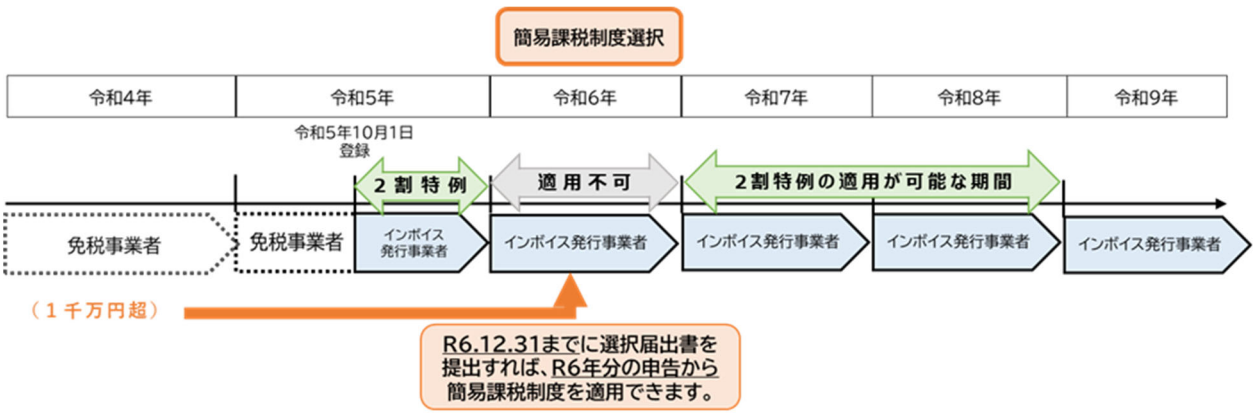

定時評議員会（定時社員総会）の会場マップ

ここです

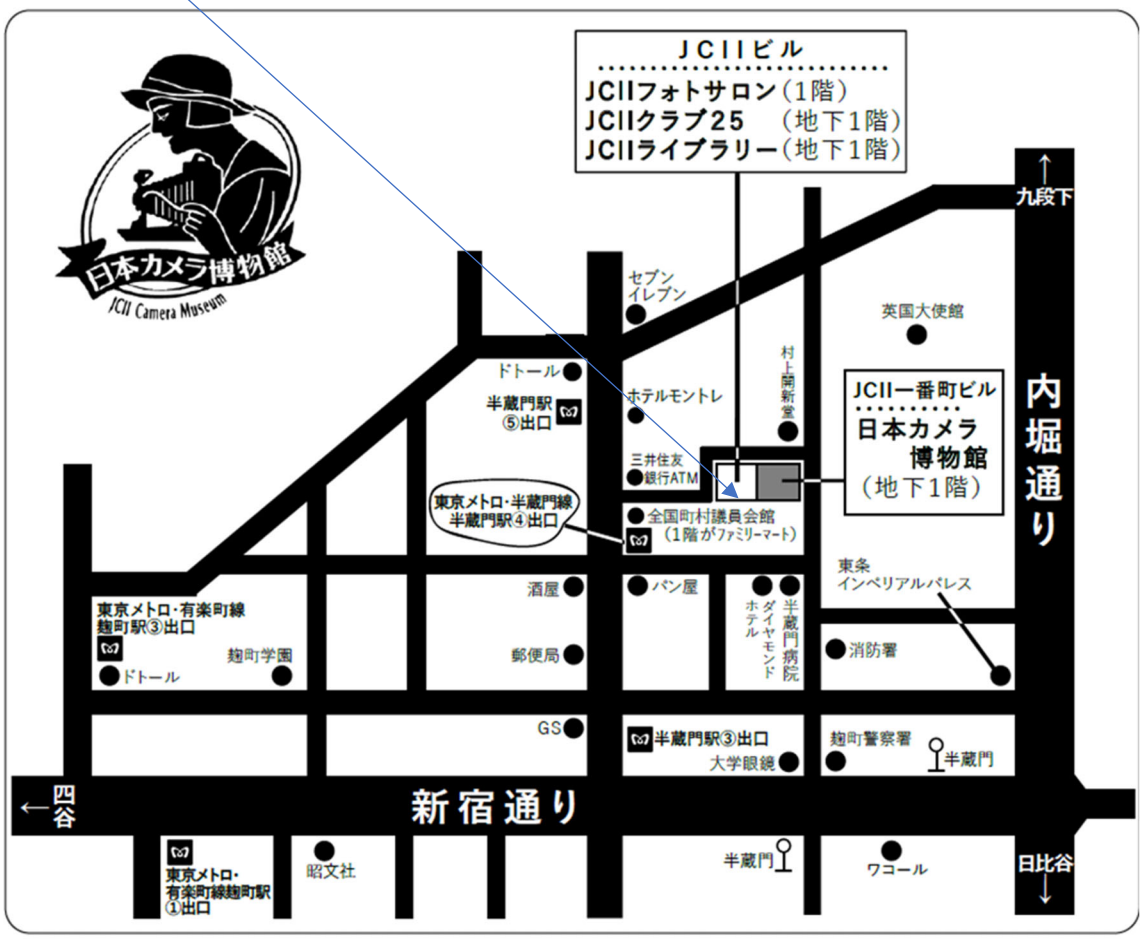

【所 在 地】〒102－0082　東京都千代田区一番町25番地 JCII一番町ビル／JCIIビル

【アクセス】東京メトロ ◎ 半蔵門線半蔵門駅下車④番出入口より徒歩 1 分
東京メトロ ◎ 有楽町線麹町駅下車③番出入口より 徒歩 8 分

都営バス ◆ 都０３（四谷駅 － 半蔵門 － 日比谷 － 銀座四 － 晴海埠頭）
都営バス ◆ 宿７５（新宿駅西口 － 東京女子医大前 － 四谷駅前 － 半蔵門 － 三宅坂）
半蔵門停留所下車 徒歩 4 分

＊ 駐車場はございませんので、お車でのご来館はご遠慮ください。
＊ ＪＲ東京駅からは、東京メトロ◎丸の内線東京駅→大手町駅にて◎半蔵門線に乗り換えると便利です。

発行元 ： 一般社団法人 麹町間税会　　office@a-itpp.com
102-0094 千代田区紀尾井町 4 番 1 号ニューオータニ　Tel 03-3263-8808
Fax 03-3263-8801